

高齢者施設・事業所等職員の受診・検査の流れについて（Q & A）

前提

- ・介護職員が発熱等の症状を呈した時は、積極的な検査を実施することになっています。
- ・11月1日から、新型コロナウイルス感染症にかかる医療提供体制は、保健所を通さずにかかりつけ医を主体としたものになりました。

	Q	A
1	発熱等の症状がある介護職員はどこで検査が受けられるのか？	<p>まずは、かかりつけ医など、身近な医療機関にご相談ください。基本的な流れは以下のとおりです。</p> <p>①受診前に医療機関に電話連絡し、その医療機関の指示に従ってください。</p> <p>②診察の際には、医師に下記の2点を必ず伝えてください。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <ul style="list-style-type: none"> ・介護従事者である ・仮に感染していた場合、施設内のクラスター発生リスクが高いため、検査を受けたい </div> <p>③医師の判断に基づき、原則検査となります。</p>
2	かかりつけ医に相談したが、「検査はできない」と断られた	<p>かかりつけ医に診療や検査が可能な医療機関を紹介してもらってください。</p> <p>かかりつけ医に医療機関を紹介してもらえない場合は、「香川県新型コロナウイルス健康相談コールセンター（0570-087-550）」にご相談ください。診療可能な医療機関を紹介してもらえます。</p> <p>また、県のホームページにも診療・検査が可能な医療機関の情報を掲載していますので参考にしてください。</p> <p>香川県ホームページ： 「新型コロナウイルス感染症（COVID-19）に関する情報」 - 「診療・検査医療機関一覧」</p> <p>https://www.pref.kagawa.lg.jp/yakumukansen/kansensyouchouhou/topics/whpkt6201102100630.html</p>
3	かかりつけ医を持っていないのだが…	<p>「香川県新型コロナウイルス健康相談コールセンター（0570-087-550）」にご相談ください。診療可能な医療機関を紹介してもらえます。</p> <p>また、県のホームページにも診療・検査が可能な医療機関の情報を掲載していますので参考にしてください。</p> <p>香川県ホームページ： 「新型コロナウイルス感染症（COVID-19）に関する情報」 - 「診療・検査医療機関一覧」</p> <p>https://www.pref.kagawa.lg.jp/yakumukansen/kansensyouchouhou/topics/whpkt6201102100630.html</p>

4	検査の費用はどうなるのか？	<p>新型コロナウイルス感染症に係る診療・検査ができる医療機関の医師が、患者の診療のために必要と判断して検査を行った場合は、検査にかかる患者の自己負担は発生しません。</p> <p>ただし、検査以外の診療費（初再診料等）については自己負担（窓口での支払い）が発生しますのでご注意ください。</p>
5	無症状では検査を受けられないのか？	<p>介護従事者は施設内クラスターを生じやすい職種であるため、無症状であっても医師の判断に基づき検査を受けることができます。</p> <p>医師は、地域の流行状況や生活状況を踏まえて、検査前に<u>陽性となる確率が高い</u>と判断した場合に検査を行うため、<u>無症状であっても検査を受けようとする場合は、医師に下記の3点を必ず伝えてください。</u></p> <div data-bbox="740 779 1437 1041" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・介護従事者である ・感染リスクがあったと思われる生活状況（感染拡大地域の滞在歴など） ・仮に感染していた場合、施設内のクラスター発生リスクが高いため、検査を受けたい </div> <p>医師の判断に基づき検査を行った場合は、検査にかかる患者の自己負担は発生しません。</p> <p>ただし、検査以外の診療費（初再診料等）については自己負担（窓口での支払い）が発生しますのでご注意ください。</p>
6	無症状で、かつ感染リスクが低いと医師に判断され、検査を受けられなかった…	<p>医師の判断により検査の対象外となった場合において、なお検査を希望される場合は、検査費用を自己負担することで検査を受けることができます（自費検査）。</p> <p>受診しようとする医療機関で自費検査が受けられるか、事前に電話でお問い合わせください。</p> <div data-bbox="715 1552 1449 2136" style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 10px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・自費検査を受けるにあたっては、検査機関がホームページ等で提供する検査の内容や価格、陽性が判明した際の対応等を理解したうえで検査機関を選択し、検査を受けることが重要です。 ・厚生労働省のホームページにて、自費検査を行っている医療機関や検査機関が公表されていますので、参考にしてください。 <p>厚生労働省ホームページ： 「自費検査を提供する検査機関一覧」 https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/covid19-jihikensa_00001.html</p> </div>